

東御市高齢者福祉拠点検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 超高齢社会の進展に伴う高齢者の地域生活を支える福祉サービスを再構築するとともに、その福祉拠点となる高齢者センターの有効活用と施設の在り方を検討するため、東御市高齢者福祉拠点検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、検討結果を市長に提言する。

- (1) 高齢者等の地域生活支援に関する事項
- (2) 高齢者センターの有効活用に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 東御市介護保険運営協議会代表
- (2) 東御市シニアクラブ連合会代表
- (3) 東御市社会福祉協議会代表
- (4) 東御市民生児童委員協議会代表
- (5) 東御市区長会代表
- (6) 東御市民間介護・福祉事業所連絡会代表
- (7) 在宅介護者
- (8) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(アドバイザー及びアドバイザリーボード)

第7条 委員会は、専門的な助言を得るため、アドバイザー及びアドバイザリーボードを置くことができる。

2 メンバーについては市長が指名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。